

令和6年2月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和5年度2月総会を日置市東市来文化交流センター2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第65号 農地法第3条許可申請書審議について	(8件)
議案第66号 農地法第5条許可申請書審議について	(9件)
議案第67号 非農地証明願出書審議について	(2件)
議案第68号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)
議案第69号 農用地利用集積計画審議について	(213件)

〈 出席委員 〉(19人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)	2番 地頭所 忠一	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	6番 久保 聖子
7番 荒木 信之	8番 銚之原 正美	9番 黒葛 クルミ
10番 上原 孝一	11番 今屋 政市	12番 池田 初男
13番 満尾 修一	14番 今村 龍太郎	15番 宮脇 誠
16番 梅本 昭広	17番 西園 賢一郎	18番 横山 義晴
19番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉(0人)

〈 出席推進委員 〉(14人)

20番 佐藤 洋三	21番 松崎 秀樹	23番 川畑 直樹
24番 有村 昭郎	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文
27番 池田 直人	28番 櫛元 和則	29番 濱崎 浩一
30番 田中 博視	31番 有馬 孝一	32番 鶴田 浩志
33番 田中 宏和	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉(1人)

22番 下池 健悟

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	吉富 良一	次長兼農業振興係長	松尾 諭録
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	野崎 富子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和5年度2月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。
なお、下池推進委員から欠席届が提出されています。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、18番「横山 義晴」委員と19番「中玉利 一郎」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第65号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 2頁から3頁の8件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,238㎡、作物は果樹です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は471㎡、作物は果樹及び野菜です。
番号3の権利種別は使用貸借権、権利取得後の経営面積は5,770㎡、作物は甘藷です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,194㎡、作物は水稻です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は23,559㎡、作物は水稻です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,977㎡、作物は水稻です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は586㎡、作物は野菜です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,695㎡、作物は桑です。
以上、計8件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

3番 議案第65号の番号1について報告いたします。

令和6年2月23日、私と副の永野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第65号の番号2について報告いたします。

令和6年2月21日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第65号の番号3について報告いたします。

令和6年2月20日、私と副の田中博視委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第65号の番号4について報告いたします。

令和6年2月24日、私と副の上原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第65号の番号5について報告いたします。

令和6年2月24日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第65号の番号6について報告いたします。

令和6年2月22日、私と副の川畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第65号の番号7について報告いたします。

令和6年2月22日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第65号の番号8について報告いたします。

令和6年2月21日、私と副の南田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第65号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

11番 番号3ですが、使用貸借で期間が期間無しとあり、また利用権設定ではなく3条申請となった理由を教えてください。

事務局 借人が、1月に法人を立ち上げられて、今回が初めての農地の取得といいますか、貸借となることと、農地所有適格法人であるかの条件等の書類が必要なため、最初は3条での申請の取扱いをするようになっております。また、使用貸借については、無償での貸借ということですが、賃貸借と違って使用貸借の場合は、期間を定めないことも可能であります。ただ、終了については、目的を達成したときに終了するとか、貸人借人の合意で解約する場合、あるいは法人が解散した場合には、当然終了となります。以上です。

11番 この場合は、今回初めて法人が借りるということなので、3条申請という理解でよろしいのか。

事務局 法人もですが、個人も農地を持っていない方が、農地を初めて取得または貸借する場合は、3条の申請を出していただきます。その申請の中で、農業機械を持っているのか、実際、耕作するのかなどの確認等をするため、最初は3条での申請の取扱いをするようになっております。

会長 よろしいですか。他にご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第65号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第65号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第66号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 13頁をご覧ください。9件です。

番号1の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

なお、現地が一部資材置場となっているため、始末書を添付しての申請です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的も、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、資材置場、通路、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

なお、既に転用済みで、始末書を付けての申請となります。

また、譲渡人は家督相続した際には、既にアメリカに居住されており、今回の申請をする際に、裁判所をとおり、また外務省をとおりして居住の確認をしましたが、不明であったため、不在者財産管理人として、裁判所が認めたものであります。

番号7の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

なお、隣接する宅地14314番、589㎡も一体利用し、合計面積は1,571㎡です。

番号8の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

隣接する雑種地2106番6、54㎡も申請地への通路として一体利用するものであり、合計面積は357㎡です。

番号9の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

以上、9件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

21番 議案第66号の番号1について報告いたします。

令和6年2月22日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約310mに位置する農地であり、その規模が約0.2haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第66号の番号2について報告いたします。

令和6年2月22日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第66号の番号3について報告いたします。

令和6年2月22日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第66号の番号4について報告いたします。

令和6年2月20日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9 番

議案第66号の番号5について報告いたします。
令和6年2月24日、私と副の上原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10 番

議案第66号の番号6について報告いたします。
令和6年2月24日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11 番

議案第66号の番号7について報告いたします。
令和6年2月23日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地と一部非農地相当です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16 番

議案第66号の番号8について報告いたします。
令和6年2月21日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第66号の番号9について報告いたします。

令和6年2月21日、私と副の梅本委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第66号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第66号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第66号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第67号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の25頁をご覧ください。2件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1及び番号2は、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

15番 議案第67号の番号1と番号2は、隣接して一体的に利用しているため一括して報告いたします。

令和6年2月21日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第67号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第67号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕
 会長 賛成多数です。議案第67号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第68号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の28頁をご覧ください。議案第68号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
 申請分となります。
 番号1 吹上町永吉 登記地目は畑、登記面積は1,634㎡です。
 現地については、事務局で調査し、現況地目は、「原野」と判断しました。
 以上、田は無し、畑1筆、面積1,634㎡、合計面積1,634㎡です。
 農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしく願います。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第68号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第68号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第69号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。
 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。
 有馬孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

31番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 31項の所有権移転分の番号1です。売買です。
 面積について、田が1,112㎡、作物は水稻です。
 引き続き有馬孝一委員が関係する案件です。
 36項の利用権設定分の番号22です。貸借です。面積について、田が1,193㎡、計1,193㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。
 本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
 説明を終わります。ご審議よろしく願います。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第69号の有馬委員が関係する所有権移転の番号1及び利用権設定の番号22の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第69号の有馬委員が関係する所有権移転の番号1及び利用権設定の番号22の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
 有馬委員に着席の連絡をしてください。

31番 〔着 席〕

会長 次に、佐藤洋三委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

20番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 33項の利用権設定分の番号8です。貸借です。

面積について、畑が202㎡、計202㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第69号の佐藤委員が関係する利用権設定の番号8の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第69号の佐藤委員が関係する利用権設定の番号8の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。佐藤委員に着席の連絡をしてください。

20番 [着 席]

次に、池田直人委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

27番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 34項の利用権設定分の番号11です。貸借です。

この案件につきましては、借人が池田委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が2,348㎡、計2,348㎡、うち再設定面積は2,348㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第69号の池田委員が関係する利用権設定の番号11の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第69号の池田委員が関係する利用権設定の番号11の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

池田委員に着席の連絡をしてください。

27番 [着 席]

次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 35項の利用権設定分の番号16から番号18までです。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田が7,418㎡、計7,418㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項

の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第69号の横山委員が関係する利用権設定の番号16から番号18の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第69号の横山委員が関係する利用権設定の番号16から番号18の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着 席]

次に、中玉利一朗委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 38項の利用権設定分の番号32、番号33です。貸借です。

面積について、田が4, 107㎡、計4, 107㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第69号の中玉利委員が関係する利用権設定の番号32及び番号33の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第69号の中玉利委員が関係する利用権設定の番号32及び番号33の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

中玉利委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着 席]

次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 38項の利用権設定分の番号35です。貸借です。

面積について、田が770㎡、計770㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第69号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号35の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第69号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号35の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

 地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 〔着 席〕

 次に、楠真憲委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

3番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 39項の農地中間管理事業分の番号1です。貸借です。

 面積について、田が297㎡、計297㎡、利用権設定件数は1件です。

 本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第69号の楠委員が関係する農地中間管理事業の番号1の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第69号の楠委員が関係する農地中間管理事業の番号1の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

 楠委員に着席の連絡をしてください。

3番 〔着 席〕

 次に、樋元和則委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

28番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 49項の農地中間管理事業分の番号50、番号54、60項の番号106、番号107、61項の番号111から番号113まで、62項の番号114、番号115、番号118、63項の番号119、番号121、番号122です。貸借です。

 面積について、田が15,011㎡、計15,011㎡、利用権設定件数は13件です。

 本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第69号の樋元委員が関係する農地中間管理事業の番号50、54、106、107、111、112、113、114、115、118、119、121、122の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第69号の樋元委員が関係する農地中間管理事業の番号50、54、106、107、111、112、113、114、115、118、119、121、122の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

 樋元委員に着席の連絡をしてください。

28番 〔着 席〕

次に、満尾修一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 53項の農地中間管理事業分の番号72、番号73、54項の番号74、73項の番号168、番号169です。貸借です。

面積について、田が5,711㎡、計5,711㎡、利用権設定件数は5件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第69号の満尾委員が関係する農地中間管理事業の番号72、73、74、168、169の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第69号の満尾委員が関係する農地中間管理事業の番号72、73、74、168、169の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
満尾委員に着席の連絡をしてください。

13番 〔着 席〕

次に、上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

10番 〔退 席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 57項の農地中間管理事業分の番号91から番号93までです。貸借です。

面積について、田が2,186㎡、計2,186㎡、利用権設定件数は3件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ありませんので、議案第69号の上原委員が関係する農地中間管理事業の番号91から93の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第69号の上原委員が関係する農地中間管理事業の番号91から93の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

上原委員に着席の連絡をしてください。

10番 〔着 席〕

会長 次に、議案第69号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、利用権設定分です。資料の32から38頁です。貸借です。

面積について、田は11,860㎡、畑は14,370㎡、計26,230㎡、うち再設定面積は16,102㎡、利用権設定件数は26件、うち再設定件数は17件です。

最後に、農地中間管理事業分です。資料の39項から75項です。貸借です。

面積について、田は129,867㎡、畑は88,819㎡、計218,686㎡、利用権設定件

数は155件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

3番 34頁の番号12について、契約内容が10a当り40,000円と高い契約額となっているが、何か特殊な事情があるのか教えていただきたい。

会長 事務局は、確認はしていますか。

事務局 確認はしておりませんが、利用権設定用紙には、そのように記載されておりました。

会長 お茶の耕作者は、複数年分を一括して払う方々が多いですので、複数年分を記入しているのかもしれないですね。

26番 私が訪問して記載してもらったと記憶していますが、申請の合計面積で40,000円ではなかったかなと思います。

事務局 一応、確認をしたいと思います。金額については、10a当りの記載欄に記入がありましたので、そのままの記載を記入してあります。

会長 確認をするとのことですが。他に何かありませんか。

31番 73頁の167番ですが、借人と貸人が同じ名前ですが、どういう事が教えていただきたい。

事務局 農地中間管理事業では、「A TO A」と言いまして、所有者本人が本人に貸すというような形になります。

17番 補助事業を絡みで「A TO A」を使われます。

会長 補助金の関係があるようです。他にありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第69号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第69号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

閉会のあいさつを会長代理にお願いします。

2番 令和5年度2月総会を閉会します。

(閉会 10時05分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

18番

19番